

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱

27川市保第306号
平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第35条第4項の規定に基づき設置する保育所及び川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第5条の規定に基づき法人その他の団体に管理を行わせる川崎市保育園（以下「民間保育所」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項の確認を受けて運営を行うにあたり、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「認可基準条例」という。）及び川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第36号。以下「運営基準条例」という。）その他の関係法令に定めるものほか、必要な事項を定めるとともに、認可基準条例及び運営基準条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の内容を向上させ、もって児童の心身の健全な育成を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(利用定員)

第2条 利用定員及びその歳児別内訳は、施設の規模や当該地域の保育需要等を考慮して、設置者と市が協議の上、支援法等に定めるところにより、決定するものとする。

2 保育の実施にあたっては、利用定員及びその歳児別内訳に従って行うことを基本とするが、認可基準条例に定める設備及び職員配置の基準等を逸脱しない範囲において、運営基準条例第22条ただし書に基づき、定員の弾力化を図ってよいものとする。ただし、その弾力化は概ね125%までとし、それを超える場合又は連続する過去5年度間に常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合は、定員を増員するよう指導するものとする。

3 利用定員の変更については、支援法等に定めるところによるほか、市と設置者において事前の協議を要するものとし、原則、変更希望年度の前年度の8月までに行うものとする。

(受入年齢)

第3条 本市において、この要綱の施行日以後に設置する民間保育所の受入年齢は、別に市から指定がない限り、生後5か月からの受入れを原則とし、施行日前までに設置された民間保育所にあっては、従前からの受入年齢によるものとする。ただし、設置者の申請により、市と協議の上、生後43日目から5か月未満までの受入れをすることもできるものとする。

2 受入年齢の変更については、市と設置者において事前の協議を要するものとし、原則、変更希望年度の前年度の8月までに、当該施設の利用申込状況や当該地域の受入年齢の均衡等を考慮して行うものとする。

(設備の基準)

第4条 認可基準条例附則第5項に規定する乳児室又はほふく室の面積の読み替えについて、乳児室及びほふく室を兼用する場合には、さらに、「乳児室及びほふく室は2.475平方メートル以上」と読み替えるものとする。

(職員)

第5条 本市内の民間保育所にあっては、原則として、認可基準条例第47条第1項各号に規定する者のほか、施設長を置くものとする。

2 施設長は、原則として、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「留意事項通知」という。）に定める要件を満たすものとし、利用定員が60人未満の民間保育所にあっては、併せて保育士資格を有する者とする。

3 認可基準条例第47条第2項の保育士の数の算定方法は、日々、年齢別の利用定員又は実員を各職員配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めて得た数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数で、利用定員又は実員に係る当該数のいずれか多いほうとし、その配置は、常勤とする。ただし、3歳児について職員配置基準の改善を行う場合には、15人につき1人の配置として算定するものとする。

4 前項に定めるもののほか、保育士の数は、利用定員が90人以下の施設にあっては1人、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設にあっては1人、主任保育士を主任業務に専任化させるための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける施設にあっては1人、専任の保育士を増員することで、キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備するための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける施設にあっては1人を常勤又は留意事項通知に定める常勤換算値により配置するものとし、さらに、休憩休息保育士として、日々、年齢別の利用定員又は実員を各職員配置基準で除して得た数を合計した後に各々を合計した後に小数点1位を切り上げて得られる数で、利用定員又は実員に係る当該数のいずれか多いほうを4で除して小数点第1位を切り上げて得られる数及び年休代替保育士として、各施設1人を常勤にて配置するよう努めるものとする。

5 生後43日目から5か月未満までの乳児の保育（以下「産休明け保育」という。）を実施する施設においては、前2項に規定するもののほか、対象児2人につき対応保育士1人を常勤換算にて配置するよう努めるものとする。

6 認可基準条例附則第7項及び第9項に規定する市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。

7 本市内の民間保育所における調理員の数は、利用定員の区分に応じて、40人以下の施設においては1人、41人以上の施設においては2人を常勤にて配置するものとする。なお、調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないようにするものとする。

8 調理員の数は、前項に規定するもののほか、利用定員の区分に応じて、61人以上150人以下の施設においては1人、151人以上240人未満の施設においては2人、

240人以上の施設においては3人を常勤にて配置するよう努めるものとする。なお、調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないよう努めるものとする。

- 9 本市内の民間保育所における嘱託医は、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。
- 10 本市内の民間保育所にあっては、認可基準条例第47条第1項各号に規定する者のか、保健師、看護師又は准看護師及び栄養士を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。なお、その場合には、認可基準条例附則第6項に規定するもののか、その適用とならない保育所に係る第4項後段及び第5項に規定する保育士の数に、保健師、看護師又は准看護師を1人まで、第7項及び第8項の調理員の数に、栄養士を人数分まで含められるものとし、調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、同様の取扱いとする。

(障害児保育)

第6条 本市内の民間保育所にあっては、障害児の受入れは全施設で実施するものとする。

- 2 障害児の受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定するものとする。
- 3 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では、受入れが困難な場合には、職員の加配を行うものとする。

(開所時間及び土曜保育の取扱い)

第7条 認可基準条例第48条第2項に規定する開所時間は、民間保育所にあっては、7時から18時まで又は7時30分から18時30分までのいずれかとする。ただし、夜間保育所にあっては、11時から22時までとする。

- 2 土曜保育については、1人でも利用希望がある場合には、開所するものとし、1人も利用希望がない場合は、この限りではない。
- 3 土曜保育の実施にあたっては、あらかじめ、利用者と十分な連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるように努めるものとする。

(保育時間及びならし保育の取扱い)

第8条 本市内の民間保育所における中心と定める保育時間（以下「コアタイム」という。）は、8時30分から16時30分まで又は9時から17時までのいずれかとする。ただし、夜間保育所にあっては、11時から19時までとする。

- 2 認可基準条例第48条第3項に規定する保育時間の設定については、各福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、保育標準時間認定の場合は前条第1項の開所時間の範囲内で、保育短時間認定の場合は前項のコアタイムの範囲内で行うものとする。
- 3 ならし保育中の保育時間については、子どもが保育所の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くならないよう配慮するものとする。

(子どもの健康診断等)

第9条 本市内の民間保育所にあっては、子どもの心身の状態に応じて保育をするため、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的かつ必要に応じて隨時に、把握をするものとする。

- 2 本市においては、認可基準条例第15条第1項に規定する入所時の健康診断は、入園前に行うものとし、定期の健康診断は、原則として2か月に1回行うものとする。ただし、原則として定期の健康診断を行わない月であっても、嘱託医における保育所への出動を受け、子どもの健康管理に係る助言・指導や、個別に健康状態等の確認が必要な子ども及び当該健康診断を行わない月に受診時期を分散した子どもに対する健康診断を実施するものとする。
- 3 入所時の健康診断は、入所した子ども全てに対して実施するものとし、定期の健康診断は、0・1歳児にあっては原則として2か月に1回、2歳以上児にあっては原則として4か月に1回実施するものとする。ただし、4月から7月のプールの実施前までに行う定期の健康診断は、プール前健康診断として、全ての子どもが受診できるよう努めるものとする。
- 4 前2項に規定するもののほか、年1回、歯科健康診査を実施するものとする。
- 5 本市内の民間保育所にあっては、認可基準条例第13条第2項に規定するもののほか、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、嘱託医に報告をし、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとする。また、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。
- 6 本市内の民間保育所にあっては、投薬は原則、行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。
- 7 保育所内での乳幼児突然死症候群の予防のため、子どもの睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

(職員の健康診断等)

第10条 本市内の民間保育所に勤務する職員については、労働安全衛生関係法令に定めるところにより、雇入時及び定期に健康診断を実施するとともに、認可基準条例第15条第4項の規定に基づき、調理・調乳等に従事する全ての職員については、毎月、事前に検便を行い、異常がないことを確認するものとする。

(給食)

第11条 本市内の民間保育所における給食は、3歳未満児に対しては、主食及び副食を提供するものとし、3歳以上児に対しては、主食及び副食又は副食を提供するものとする。ただし、本市において、この要綱の施行日以後に設置する民間保育所においては、3歳以上児に対しても、主食を提供するものとする。

- 2 入所している子どもに給食を提供するときは、認可基準条例第14条第2項に定めるところにより、その発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食、除去食、配慮食等の対応をできる限り行うものとする。
- 3 除去食の提供にあたっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。
- 4 認可基準条例第14条第3項に規定する献立の作成にあたっては、必要に応じて、本市から提供する統一献立を参考とするものとする。
- 5 納食等の提供にあたっては、必ず、事前に検食を実施するものとする。

(事故の連絡及び報告)

第12条 認可基準条例第22条第2項及び運営基準条例第32条第2項の規定に基づく市への連絡及び報告は、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについて行うものとする。

(防犯対策)

第13条 本市内の民間保育所にあっては、認可基準条例第21条に規定する非常災害対策のほか、施設設備面における安全確保や不審者情報がある場合の連絡体制等、必要な防犯上の対策を講じるものとする。

(虐待等の防止)

第14条 本市内の民間保育所において、入所している子どもに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、速やかに、市、福祉事務所、児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。

(保護者との連絡)

第15条 認可基準条例第50条に規定する保護者との連絡は、登降園時の確認報告のほか、連絡帳の活用、保育参観、個人面談、クラス懇談会等を通じて行うものとする。

(苦情への対応等)

第16条 本市内の民間保育所にあっては、認可基準条例第20条第1項及び運営基準条例第30条第1項に規定する窓口の設置その他の必要な措置として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 前項に規定する苦情解決の体制については、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第17条 運営基準条例附則第2項に基づく同第13条第3項の読み替えによって、本市内の民間保育所において、支払いを受けることが認められるものは、別に市が定め、又は、認めるものに限るものとする。

(規程)

第18条 本市内の民間保育所にあっては、認可基準条例第17条第2項及び運営基準条例第20条に規定する運営規程のほか、当該施設及び施設の職員に適用する就業規則、給与規程、経理規程等の必要な規程類を整備するものとする。

(会計の区分経理等)

第19条 本市内の民間保育所にあっては、運営基準条例第33条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定教育・保育事業に係る会計区分（以下「事業区分」という。）の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び保育所を経営する事業に係る現況報告書を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分（以下「拠点区分」という。）を設け、拠点区分の収支予算書、収支計算書又は損益計算書（当該収支計算又は損益計算に係る明細書及び内訳表を含む。）及び貸借対照表を作成するものとする。また、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、事業区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。

2 前項に規定する財務関係書類の提出は、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年

度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類の提出に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書の提出と併せて行うものとする。

- 3 本市等から支給される子どものための教育・保育給付費等の使途については、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定めるところにより取扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 川崎市民間保育所運営費基準（平成22年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。